

議案第 11 号

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市中央卸売市場業務条例（昭和 47 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 6 章 市場開設運営協議会（第 77 条～第 80 条）

第 6 章の 2 市場取引委員会（第 80 条の 2 ～第 80 条の 5 ）」

を

「第 6 章 市場開設運営協議会（第 77 条～第 80 条）」

に改める。

第 38 条第 4 項、第 40 条第 4 項及び第 42 条第 1 項第 2 号イ中「川崎市中央卸売市場取引委員会」を「川崎市中央卸売市場開設運営協議会」に改める。

第 45 条第 1 項第 3 号中「川崎市中央卸売市場取引委員会」を「川崎市中央卸売市場開設運営協議会」に改め、同条第 7 項第 2 号中「情報として、次に掲げる事項」を「物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目等の情報」に改め、同号ア及びイを削る。

第 53 条第 4 項中「川崎市中央卸売市場取引委員会」を「川崎市中央卸売市

場開設運営協議会」に改める。

第 7 9 条に次の 3 項を加える。

5 市長は、協議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めると
きは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱される
ものとする。

7 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

第 6 章の 2 を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行す
る。

- (1) 第 4 5 条第 7 項第 2 号の改正規定 食品表示法（平成 2 5 年法律第 7 0
号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 第 7 9 条に 3 項を加える改正規定 平成 2 7 年 4 月 1 日
- (3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成 2 8 年 6 月 1 日

参考資料

制 定 要 旨

川崎市中央卸売市場開設運営協議会に部会等を置くこととすることと
こと、川崎市中央卸売市場取引委員会を廃止すること等のため、この条例を制
定するものである。